

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 最近の相談事例から
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 最近の相談事例から

アイネスに最近寄せられた消費者トラブルについて、ご紹介します。

いずれのケースについても、不安を感じたり、対処に困った場合には、直ぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネスにご相談下さい。

水の無料モニター

飲料水を無料で送るというもので、送られる量が10リットルなど多いことから、心配になっての相談が多く寄せられています。

〈事例1〉水の無料モニターを勧める電話があり、了承したところ、10リットルを送ると言われて不安になった。断れるだろうか。

〈事例2〉覚えのない業者から無料の水が送られてきた。不審だ。

【アドバイス】

- 今回のケースは、商品を一方的に送り付け、その後料金を請求するものではありませんが、通常の試供品に比べて量が多いため、相談が寄せられているものです。今後勧誘を受けたくないのであれば、次回電話があった際にはっきりと断りましょう。
- 初回が無料又は格安な価格の通信販売でも、その後、通常価格での商品の購入を電話で勧誘されたり、2回目以降の通常価格での定期購入が初回申込の条件となっているなど、様々ですので、申込時によく確認することが大切です。

料金未払いがあり裁判所に訴状を申請したというハガキ

国民〇〇相談センターなど中立的な公的機関を思わせる名称のところから「確認通知書」などと記載されたハガキが届いたとの相談です。

〈事例1〉「あなたの利用料金が未払いになっているので、簡易裁判所に訴状を申請したことを通知する。」と書かれたハガキが届いたが、身に覚えがない。どうしたらよいか。

〈事例2〉「民事訴訟裁判通知書」と書かれたハガキが届いた。すぐに連絡するよう書かれているが、連絡した方が良いだろうか。

【アドバイス】

- 過去に利用した業者への料金未支払や契約違反があると思わせ、「裁判になる」、「給料を差し押さえる」などと脅して不安にさせたうえで、中立的な立場でトラブル解決の支援をするようにみせかけます。消費者が連絡をしてしまうと様々な名目で金銭を要求してきます。
- 利用した覚えがない請求は、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。
- ハガキや封書のほか、電子メールによる架空請求の場合もありますので、十分に注意してください。

トラブル発生時のネット検索トラブル

アダルトサイトで高額な請求を受けたので、インターネット広告にあった業者に代理交渉を依頼したという相談です。

〈事例1〉インターネットのアダルトサイトで「18歳以上」をクリックしたら、9万円の請求画面が表示され、画面が貼り付いて消えない。ネットで「消費生活センター」を検索し表示されたところに相談したら、そこは興信所のように「5万円でアダルトサイトから連絡が来ないようにする」と言われたが、大丈夫だろうか。

【アドバイス】

- アダルトサイトは、分かりやすい有料表示や契約内容を確認・訂正できる画面がないことから、支払う必要はないと考えられます。
- 業者に連絡してはいけません。サイトにアクセスしただけでは住所や電話番号などの個人情報相手には分かりませんが、業者に連絡すると、会話中に勤務先等の個人情報を業者に知られるおそれがあります。
- インターネットで「消費者トラブル」などと検索すると、公的機関に混ざって探偵事務所や興信所等が表示されることがあります。これらの業者は調査は行えても、相手事業者と交渉してトラブルを解決することはできません。
- 請求画面が貼り付いて消えない時は、「**ネット安心センター**」にご相談ください。

相談窓口 097-533-4155 (月～金 9:00～16:00)

メール center@hyper.or.jp (※随時受付)

FAX 097-537-8820 (※随時受付)

<http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/anshin>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====